

福島県復興シンボルキャラクター「ふくしまから はじめよう。キビタン」 着ぐるみの使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福島県広報課又は各出先機関の長（以下「県」という。）において、所有する福島県復興シンボルキャラクター「ふくしまから はじめよう。キビタン」の着ぐるみ（以下「キビタン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の基準等)

第2条 使用目的及び方法が県の施策の推進に寄与し、または公益性が高いと認められる場合及び東日本大震災の復旧・復興に向けた取組みと認められる場合には、キビタンの使用を認めるものとする。

ただし、次の各号に該当する場合は、使用を認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 県のイメージ、品位を傷つけるおそれがある場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

- (6) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (7) キビタンのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) キビタンの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) その他、承認することが不適当と認められる場合

(使用方法)

第3条 キビタンの使用に際しては、承認された用途に限り使用するものとする。

(使用料)

第4条 キビタンの使用料は、当分の間、無償とする。

(使用承認申請)

第5条 キビタンを使用する場合は、県に対しに、使用申請を行わなければならない。

ただし、次の各号に該当する場合であって、事前に協議をしている場合を除く。

- (1) 国または地方公共団体が使用する場合
 - (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- 2 前項の承認を受けようとする者は、「福島県復興シンボルキャラクター「ふくしまから はじめよう。キビタン」着ぐるみ使用申請書」（別紙様式）をキビタンを所有する県に提出しなければならない。
- 3 県は、申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

(承認通知)

第6条 使用を承認するものについては、承認通知を交付する。

2 県は、使用を承認するに際し条件を付すことができる。

(不承認通知)

第7条 キビタンの使用を承認しない場合は、申請者に対し書面よりその旨を通知する。

(使用上の遵守事項)

第8条 第6条の規定による使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用すること。
- (2) 第6条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。

(使用状況及び使用実績の確認)

第9条 必要と認めた場合には、使用者に対し必要な帳票、記録等の資料や説明を求め、キビタンの使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

(地位の承継)

第10条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承諾に基づく地位を承継することができる。

(使用承認の取消し等)

第11条 次の各号に該当する場合は、使用承認の取り消し等を求める措置を行うことができる。

- (1) 使用申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) キビタンを使用承認条件に違反して使用した場合
- (3) 第2条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他県が必要と認める場合

(損害賠償等の責任)

第12条 キビタン等の使用に関し、県は損害賠償等の一切の責任を負わない。

2 使用者は、キビタンの利用に際して故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、キビタンの使用に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年2月19日から施行する。